

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和1年11月14日(2019.11.14)

【公開番号】特開2019-166047(P2019-166047A)

【公開日】令和1年10月3日(2019.10.3)

【年通号数】公開・登録公報2019-040

【出願番号】特願2018-56187(P2018-56187)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 5/04 5 1 2 J

A 6 3 F 5/04 5 1 2 Z

【手続補正書】

【提出日】令和1年8月22日(2019.8.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項1】

演算機能を備えた所定のICと、

一方の面に前記所定のICを搭載した所定の制御基板と、

前記所定の制御基板を収容する基板ケースと

を備え、

前記基板ケースに前記所定の制御基板が収容されている状態では、前記所定のICが視認可能となっており、

前記基板ケースには、前記基板ケースの成型時のゲート跡を有し、

前記基板ケースにおいて、前記一方の面に対して垂直な方向における前記所定のICと対向する範囲には、ゲート跡を有さない

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明は、以下の解決手段によって上述の課題を解決する(かっこ書きで、対応する実施形態の構成を示す。)。

本発明は、

演算機能を備えた所定のIC(メインCPU55)と、

一方の面に前記所定のICを搭載した所定の制御基板(メイン制御基板50)と、

前記所定の制御基板を収容する基板ケース(56(上カバー57及び下カバー58))

と

を備え、

前記基板ケースに前記所定の制御基板が収容されている状態では、前記所定のICが視認可能となっており、

前記基板ケースには、前記基板ケースの成型時のゲート跡(57b及び58b)を有し

、

前記基板ケースにおいて、前記一方の面に対して垂直な方向における前記所定のＩＣと対向する範囲には、ゲート跡を有さない  
ことを特徴とする。